総社市新庁舎デジタルサイネージ設置業務仕様書

1 業務名

総社市新庁舎デジタルサイネージ設置業務

2 目的

総社市新庁舎デジタルサイネージ設置業務(以下「本業務」という。)は、新庁舎にデジタルサイネージを設置して、以下に掲げる情報を来庁者に視覚的に分かりやすく提供することで、施設の情報発信機能を高めるとともに来庁者の利便性を向上することを目的とする。

- (1) 市政情報(制度・手続き等のお知らせ、環境配慮啓発等)
- (2) 庁舎案内 (フロアマップ, 臨時窓口開設等)
- (3) 行事案内(会議,イベント情報)
- (4) 本市の魅力発信に寄与する情報(観光情報等)
- (5) 災害時緊急情報
- (6) その他,総社市公共施設案内地図,ニュース,天気情報等

3 業務場所

総社市役所 新庁舎 (岡山県総社市中央一丁目1番1号)

4 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 運用開始日

令和7年4月1日

ただし、新庁舎建設工事の進捗や新庁舎供用開始日の調整により、変更となる場合がある。

6 業務内容

- (1) 条件を満たした機器を調達し、所定の場所に設置すること。
- (2) コンテンツの制作及び運用を行うこと。
- (3)機器の操作、コンテンツ編集、番組の編成、タイムテーブル及び画面構成の支援を行うこと。
- (4) 設置した機器の維持管理を行うこと。
- (5) 障害が発生した場合は速やかに対応すること。
- (6)機器本体を広告の媒体とし、広告料を機器の設置費及び管理費に充当する場合は、広告に係る募集、製作、苦情等の窓口となり、トラブルが生じた時は責任を持って解決にあたること。

7 機器及び要件

(1) 基本要件

() = 1 2(1)				
機器	設置場所(※別紙配置図参照)	台数	設置方法	設置期間
機器A	新庁舎1階 総合案内付近	1台	固定据置型	5年
機器B	新庁舎1階 エントランスホール,	2台	キャスター可動式	5年
	多目的ホールロビー			

計3台

(2) 詳細要件

【機器A】(機器全般)

- (ア) 寸法は高さ 220 c m×幅 350 c m×奥行 20 c m程度で製作すること。
- (イ) モニターは43インチ程度を2台,49インチ程度を1台設置すること。
- (ウ) 転倒防止策を講じること。
- (エ)機器下部にパンフレットラックを設けること。
- (オ) 電気の使用は原則として開庁時のみとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。
- (カ) 新庁舎と調和のとれた色合い及びデザインにすること。

(案内地図)

- (ア)総社市全域地図,庁舎周辺地図,公共施設や避難場所等の位置をわかりや すく表示すること。
- (イ) 高齢者や色覚障がい者に配慮した見えやすい地図とすること。
- (ウ) 地図及び公共施設に修正があった場合速やかに対応すること。

(コンテンツ)

- (ア) 行事予定表, 掲示用ポスター等を放映できること。
- (イ) ニュースや天気予報等を放映できること。
- (ウ) 市政情報を発信できるコンテンツを制作し、放映できること。
- (エ) 災害発生時には緊急災害情報等に即時に切り替えできること。

(広告)

- (ア) 掲載にあたっては総社市広告掲載要綱(平成20年総社市告示第93号) を遵守すること。
- (イ) 地場産業育成の観点から、市内の事業所等の広告を優先的に掲載すること。
- (ウ) 広告についての問い合わせがあった場合は受注者が責任を持って対応する こと。
- (エ) 広告掲載による設置費及び保守管理費の削減効果については、提案事項と する。

【機器B】(機器全般)

- (ア) 可動式だが転倒防止策を十分に講じること。また、安易に移動できないよ う工夫すること。
- (イ) 寸法は高さ 220 c m×幅 120 c m×奥行 80 c m程度で製作すること。
- (ウ) モニターは43インチ程度を2台設置すること。
- (エ) ネットワークへは無線通信で接続すること。
- (オ)機器下部にパンフレットラックを設けること。
- (カ) 電気の使用は原則として開庁時のみとし、タイマー機能等により自動で電源管理が可能なものであること。
- (キ) 新庁舎と調和のとれた色合い及びデザインにすること。

(コンテンツ)

- (ア) 市政情報,掲示用ポスター等を放映できること。
- (イ) 本市の魅力発信につながるコンテンツを制作し、放映すること。
- (ウ) 災害発生時には緊急災害情報等に即時に切り替えできること。

(広告)

- (ア) 広告を可能な限り掲載することとし、設置費等の抑制に努めること。
- (イ) その他詳細は、機器A詳細要件(広告)欄に記載のとおりとする。

(3) スケジュール及び施工調整

施工に際しては、新庁舎建設工事に係る工事監理者及び施工者とよく協議すること。

8 保守管理体制

以下の体制を確保すること。

- (1)機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を確保し、障害発生時から原則として3営業日以内に現地に到着できること。
- (2) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- (3) 本市からの問い合わせに対し、円滑に応答できる体制を確保すること。

9 業務の再委託

受注者は業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託してはならない。なお、業務の一部を第三者に再委託しようとする場合は、受注者は速やかに書面を本市に提出し、承諾を受けなければならない。

10 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務で得た全ての資料及び情報を本市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

11 契約不適合責任(保証期間)

完成検査後1年以内に明らかに製作の不備,納入の欠損不良等に起因する故障又は破損があった場合は、受注者は無償で修理又は良品と交換、ソフトウェア改修を行うものとする。

12 その他留意事項

運用開始にあたり、機器の概要、操作及び編集方法等を示したマニュアルを作成し、円滑に 運用開始できるよう支援を行うこと。

その他疑義が生じた場合は、本市と受注者とで協議の上対応を決定する。